

令和7年度

豊頃町年間監査計画

豊頃町監査委員事務局

1. 監査の基本方針

地方自治法（以下「法」という。）に基づき、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（法第 199 条第 1 項）、その他事務の執行（法第 199 条第 2 項）について監査を実施するにあたり、公正で合理的かつ効率的な町の行政運営確保のため、違法、不正の指摘に留まらず指導や改善に重点をおき、町の行政の適法性、効率性、妥当性の保障に期するものとする。（豊頃町監査基準第 1 条）

2. 監査の種類等

検 査

（1）現金出納検査 （法第 235 条の 2 第 1 項）

- ① 検査の期日 毎月 10 日（豊頃町監査委員条例第 7 条）
- ② 検査の方法 提出のあった関係書類により計数の確認、内容の点検などを行う。必要に応じて、担当職員への内容聴取を行う。

審 査

（2）決算審査 （法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項又は地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定による審査）

- ① 審査の期間 一般会計・特別会計・事業会計 ～ 7 月下旬～8 月下旬
基金運用状況 ～ 7 月下旬～8 月下旬
- ② 審査の方法 財政担当者から提出された決算書及び調書から抽出により、関係書類の試査、必要に応じ担当部局への内容聴取、財政担当課から提出された基金運用状況調書等の確認
- ③ 審査の結果 審査結果（決算審査及び基金運用状況、健全化判断比率及び資金不足比率）は、意見を付して意見書にまとめ、8 月下旬に町長へ報告し、9 月議会定例会に提出

（3）健全化判断比率等審査 （財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項・第 22 条第 1 項）

- ① 審査の期間 7 月下旬～8 月下旬 ※資金不足比率審査含む
- ② 審査の方法 財政担当課から提出された調書をもとに、健全化判断比率（実質赤字比率・連結赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び資金不足比率の状況を審査
- ③ 審査の結果 決算審査の結果と同様

監 査

(4) 定期監査 (法第 199 条第 4 項の規定による監査)

ア 定期監査

- ① 監査の対象 事務執行（収入、支出、契約、財産管理、団体会計事務等）
全課で実施
- ② 監査の方法 全課から監査資料の提出を求め、提出された資料と原本を照合
及び確認、内容聴取及び必要に応じて実査を実施
- ③ 監査の結果 監査結果は、指摘事項及び意見を付して報告書にまとめ、町長
へ報告し、改善内容の報告を求め、直近議会定例会及び関係行
政委員会に提出、その他公示及び町 H P への掲載

イ 工事監査

- ① 監査の対象 4 月から 9 月末までの契約締結工事（入札及び随契）を対象に
実施。必要に応じ前年度の繰越明許による工事を含める。
- ② 監査の方法 定期監査時に実施

(5) 財政援助団体等監査 (法第 199 条第 7 項の規定による監査)

ア 補助金団体関係

- ① 監査の対象 前年度及び前々年度の補助金、交付金等を支出している団体及
び所管課の会計事務及び補助金等交付事務を対象に実施
- ② 監査の方法 会計書類等の提出を求め、収入支出調書、出納簿、通帳等の照
合及び確認。必要に応じて担当者からの補助事業等の内容聴取
- ③ 監査の結果 定期監査の結果と同様、監査対象団体へ報告書を送付

イ 出資団体関係

- ① 監査の対象 出資比率 4 分の 1（25％）以上の出資団体の会計事務の他、経
営全般を対象に実施
- ② 監査の方法 監査対象団体から関係書類の提出を求め、財務諸表等の照合及
び確認、必要に応じて担当職員からの内容聴取

ウ 指定管理者関係

- ① 監査の対象 指定管理者及び所管課について、指定管理選定事務、指定管理
者の会計事務、施設運営及び管理内容を対象に実施
- ② 監査の方法 指定管理者及び所管課から関係書類の提出を求め、財務諸表等
の係数の確認等の実施、必要に応じて内容聴取、実査の実施

(6) 行政監査 (法第 199 条第 2 項の規定による監査)

- ① 監査の方法 定期監査に合わせて実施、監査の対象となる事務執行については、定期監査に所管課から関係書類の提出を求め、担当職員からの内容聴取
- ② 監査の結果 定期監査の結果と同様

(7) 随時監査 (法第 199 条第 5 項の規定による監査)

- ① 監査の方法 定期監査に準じて実施
- ② 監査の結果 定期監査に準じて実施

3. 監査実施時期

監査の種類等		実施時期	報 告
検 査	例月現金出納検査＜必須＞	毎月 10 日	議会及び町長 (定例会報告)
審 査	決算審査＜必須＞	年 1 回	町長 (町長報告)
	一般・特別会計・事業会計 決算審査	7 月下旬～8 月下旬	
	健全化判断比率等審査 決算審査	7 月下旬～8 月下旬	
	基金運用審査 決算審査		
監 査	定期監査＜必須＞	年 1 回（全課）	議会及び長等 (町長報告、報告書作成の直近 の定例会で報告)
	工事監査		
	定期監査		
	財政援助団体等監査	必要と認めるとき	
	補助金団体	不定期	
	指定管理者		
	出資団体		
	行政監査	必要と認めるとき	
	随時監査	必要と認めるとき	

